

新型コロナウイルス感染症対策 奈義町事業者応援給付金

(令和2年6月19日改定)

奈義町では、新型コロナウイルス感染症の影響により、事業収入が減少している町内の事業者（法人及び個人）に対して、事業継続のための支援及び地域産業の維持を図るため、給付金を支給します。

【給付対象事業者】

(1) 法人事業者は、令和2年1月1日時点で法人登記し、町内に事業所を有して事業を行っており、当該事業収入が年200万円以上、かつ常時従業員（役員兼務可）を雇用する法人。

(2) 個人事業者は、令和2年1月1日時点で町内に住所を有して事業を行っており、当該事業収入が年160万円以上である者。但し、それ以外の収入がある場合は、当該事業収入が他の収入を超えていること。

※以下に該当する方は給付対象になりません。

○公の秩序又は風俗を害するおそれがある等、町が交付を行うことが適当でない認められる事業者。

○暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条に定める暴力団、指定暴力団、指定暴力団連合の構成員。

○町税等を滞納している事業者。個人事業主の場合は、同一世帯及び生計を一にする世帯員も含む。

○宗教上の組織若しくは団体。

○給付金の趣旨、目的に照らして適当でない判断される事業者。

【給付要件】

(1) 新型コロナウイルス感染症の影響により、令和2年1月1日から令和2年12月31日までの間で、事業者が選択した1箇月の売上が前年同月比で**20%以上減少**していること。

(2) 令和元年（2019年）以前から事業収入を得ており、今後も事業継続を行う意思がある事業者であること。

【給付金額】

法人事業者：1事業者あたり40万円

個人事業者：1事業者あたり20万円

【申請受付期間】

令和2年5月18日～

令和3年1月15日



【申請方法】

給付金の支給を受けようとする方は、奈義町事業者応援給付金支給申請書（様式第1号）に次の書類を添えて奈義町役場産業振興課へ提出してください。

(1) 売上高を証明する書類

法人事業者：売上台帳、確定申告書、法人事業概要説明書等の写し

個人事業者：売上台帳、確定申告書等の写し

(2) 振込口座の通帳の写し

(3) 本人確認書類（運転免許証、健康保険証等の写し）※個人事業者のみ

■問い合わせ先・申請先 奈義町役場産業振興課 TEL0868-36-4114

※裏面にQ&Aを記載しています

事業者応援給付金 Q & A

Q 1 事業収入とは？

事業収入とは、製造業、小売業、サービス業、農業等の事業を営んでいる人のその事業から生ずる収入です。不動産収入や配当収入等は含みません。

Q 2 個人事業者の当該事業収入が年150万円の場合は対象になりますか。

対象になりません。あくまで当該事業収入が年160万円以上が対象です。なお、兼業の場合は、当該事業収入が他の収入を超えていることも要件です。

Q 3 住民票は町外ですが、住民税は奈義町に納めています。交付対象になりますか？

令和2年度において地方税法第294条の3の規定に該当する方であれば交付対象になります。

Q 4 法人事業者で、本社が町外ですが交付対象になりますか？

町内に事務所を有して事業を行っている事業者であれば対象です。但し、常時従業員（役員兼務可）を雇用する事業者に限ります。

Q 5 国（経済産業省）の持続化給付金と重複して受給できますか？

当給付金は町独自の事業のため受給できます。

Q 6 減少比率を算出する月はどの月でもいいのですか？

令和2年1月1日から令和2年12月31日の間で、売上が前年同月比20%以上の減少になっている月であれば、どの月でも構いません。※例：昨年の6月と今年の6月

Q 7 白色申告のため月別の売上額がわかりませんか？

年間の売上高を12箇月で割った平均を1箇月の売上高として算出してください。

Q 8 当給付金は課税対象となりますか？

課税対象となります。

Q 9 給付金はどのように支給されますか？

約2週間程度で、指定口座への振込みをさせていただきます。

Q 10 何回でも申請できますか？

一度給付を受けた方は、再度給付申請することができません。